〇平成26年3月6日付けで以下の10物質が指定薬物に指定されました。 (施行日:平成26年4月5日)

- 2-(3,4-ジクロロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸メチルエステル及びその塩類(通称:3,4-Dichloromethylphenidate)
- 1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称:5-APDB)
- 1-(3, 4-ジメトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類(通称:3,4-Dimethoxy- α -PVP)
- 2-(2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類(通称:25H-NBOMe)
- N-(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称: NNE1 indazole analog)
- 1ーフェニルー2ー(ピペリジンー1ーイル)ブタンー1ーオン及びその塩類(通称: α-PBP piperidine analog)
- 1ーフェニルー2ー(ピロリジンー1ーイル)オクタンー1ーオン及びその塩類(通称: α -POP、PV9)
- 2-(4-ブロモ-2, 5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類(通称:25B-NBOMe)
- Nーメチルインダンー2ーアミン及びその塩類(通称:N-methyl-2-AI)
- (Z)-N-[3-(2-メトキシエチル)-4, 5-ジメチルチアゾール-2(3H)-イリデン]-2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類(通称: A-836339)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)